

令和5年

- 第13回 -

藤岡市教育委員会定例會議事録

藤岡市教育委員会

令和5年第13回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和5年12月18日（月）

午後2時53分

場 所 図書館

開 会

日程第1 第12回定例会の議事録の承認

日程第2 教育長の諸報告

日程第3 議案第50号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則の一部改正について

日程第4 議案第51号 学芸奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正について

議案第52号 体育奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正について

日程第5 協 議 事 項 教育委員会が所管する事務（図書館）を市長部局へ移管することについて

閉 会

・出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	内 田 孝 嗣 君
委 員	高 橋 祐 紀 君	委 員	貫 井 真 由 美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	小 島 治 君	教育総務課長	堀 越 輝 雄 君
学校教育課長	大 塚 崇 君	生涯学習課長	塚 越 裕 一 君
文化財保護課長	軽 部 達 也 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君	図 書 館 長	渕 田 真 由 美 君
複合施設建設室長	小 林 直 樹 君	複合施設建設室 複合施設建設係長	神 保 歩 君

・事務局職員出席者

係 長	山 下 由 希 子	書 記	温 井 謙 人
-----	-----------	-----	---------

会議の概要

開会 14時53分

開 会

教育長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和5年第13回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、温井書記を指名します。

日程第1 第12回定例会の議事録の承認

教育長（田中政文君）日程第1、第12回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願ひします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）第12回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）第12回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教育長（田中政文君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教育長（田中政文君）最初に教育総務課です。

学校施設の工事につきまして、西中学校の受水槽更新工事は11月末に完了しました。美九里東小学校と美九里西小学校の体育館改修工事は、両校とも12月28日に完了予定です。その後、1月に完成検査を実施し、引き渡しとなります。関係者と十分調整を図り、子どもたちの安全に配慮しながら事故の無いよう進めてまいります。

次に学校教育課です。

小中一貫教育の関係では、要請訪問として11月20日に藤岡市人権教育実践推進校の北中学校で、21日には一貫校研修の一環として藤岡第一小学校で、それぞれ授業研究会を行いました。特に東連携型小中一貫校は、全教員が藤岡第一小学校に集まり、校

内研修主題の「かく力」を生かした授業づくりについて、小中学校が一体となって組織的に研修を進め、授業検討会でも活発な意見交流が行われました。

コミュニティ・スクール関係では、11月29日に東中学校区のいじめ問題解決に向けた教育懇談会が学校運営協議会とPTAの共催により開催されました。代表生徒による学校のいじめ防止の取組みの説明の後、アクションプランをいじめ未然防止にどう活用していくかについて熱心に熟議が行われておりました。

12月12日、いじめ問題解決に向けた子ども会議第2回実行委員会を開催し、今年度から中学生のリードによる児童生徒主体の会議にしていくことを確認し、1月30日の當日に向け、内容について協議しました。

次に生涯学習課です。

11月29日に、市民展覧会の総会が開催され、事業計画、予算等が承認され、来年3月6日から10日までの5日間、市民ホールで市民展覧会を開催することが決定しました。12月10日には、外国人日本語弁論大会が開催されました。藤岡に在住、在勤する中国、ベトナム、ネパール、ミャンマーの5人の外国人の方が、日本で感じたことや経験したこと、日本文化の良さなどについて語ってくれました。また、中学校英語弁論大会の優秀者2人による発表も行われました。

教育委員の皆さんにもお世話になりましたが、12月14日、みかぼみらい館において人権講演会が開催され、小中学生人権ポスター、標語、作文の最優秀賞の表彰式や島田さんを講師に「虐待の淵を生き抜いて～人にも自分にもあたらない社会をめざして～」と題し、講演をいただきました。

11月の総合学習センターの利用状況は、文化施設利用215団体、2,463人、体育施設利用146団体、1,684人、合計361団体、4,147人でした。

次に文化財保護課です。

11月20日に山梨県山梨市議会教育民生常任委員会が藤岡市行政視察で、藤岡デジタル博物館について視察しました。山梨市でも検討したいと好評でした。

10月7日から開催していました藤岡歴史館秋季企画展「古墳時代の祈りのカタチ」が12月3日に終了しました。企画展期間中の来館者は2,308人でした。

11月の高山社跡及び藤岡歴史館の入場者数は、高山社跡が1,240人、藤岡歴史館は1,133人でした。また、デジタル博物館11月のアクセス数は2,348件でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、11月26日に第12回上州藤岡蚕マラソンが開催され、北は青森、

南は大阪と全国各地から 771 人のエントリーがありました。当日は素晴らしい天候に恵まれ、無事開催することが出来ました。その他、11月19日に第12回藤岡市民秋季スリー・エックス・スリー（3×3）バスケットボール大会、26日に第49回藤岡市民バドミントン秋季大会、12月に入り2日、3日の2日間にわたり第48回藤岡市中学生サッカー大会、3日に第15回冬桜ウォーク、第56回藤岡市家庭婦人バレー ボール大会、9日に第50回藤岡市バレー ボール選手権中学生大会、10日に第52回藤岡市民駅伝大会の7大会が開催され、1,002人が参加しております。

教室関係では、11月19日に親子コーディネーショントレーニング教室が開講したほか、ボウリング教室、ハンドボール教室など4教室が開催され、112人が参加しております。

次に学校給食センターです。

2学期の学校給食は、12月21日をもちまして終了いたします。

11月分の学校給食費ですが、11月30日に口座振替を実施し、84件の振替不能がありましたので、12月8日付けで督促状を発送しております。

食育の関係では、栄養士による給食時間の学校訪問を実施したほか、藤岡第一小学校では12月1日に6年生の家庭科の授業で、12月8日には鬼石小学校の5年生と美土里小学校6年生の授業をチームティーチングで実施しております。

最後に図書館です。

11月には小学2年生の生活科学習で、小野小学校、美土里小学校ほか4校が図書館見学として来館しました。また、14日から16日までの3日間、吉井高等学校の1年生2人をインターンシップで受け入れております。

11月18日には、柳家緑太さんをお招きして「古典落語を楽しもう」を開催しました。72人の参加がありました。

11月の利用状況は、開館日数26日、入館者数10,066人、貸出冊数26,326冊でした。学校巡回文庫は8校を巡回し、利用児童数582人、貸出冊数1,522冊でした。電子図書館は、貸出冊数464冊でした。

以上、教育長報告といたします。

教育長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

日程第3 議案第50号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例 施行規則の一部改正について

教育長（田中政文君）日程第3、議案第50号、藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第50号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則は、経済的な理由により修学困難な者に対し、奨学金を貸与する制度の具体的な手続き等について定めているものです。

今回の改正は、主に、保護者の所得要件を見直して別に内規として定めることに伴う改正と、成年年齢の引き下げに伴い保護者の定義を改める改正を行うものです。具体的な改正内容は、保護者の所得要件について定めた第1条の2を削り、第2条第1項第4号の改正で保護者等を規定し、また、その後の条文及び様式中の保護者を保護者等に修正するものです。この他に所要の字句の改正を行います。

所得要件につきましては、これまで全ての申請者について、一律に同じ金額を適用しておりましたが、仮に所得が同じであっても、世帯によって状況が異なりますので、世帯の人数に応じて弾力的に対応できるよう、日本学生支援機構の基準を参考に見直しを行います。全体として現在の要件よりも緩和される見込みです。

令和6年度新規申込者への制度案内を令和6年1月から始めるため、改正後の規則の施行日につきましては公布の日からとしますが、見直し後の所得要件は令和6年度新規申請者から適用するため、附則において経過措置を規定するものでございます。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第50号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委員（高橋祐紀君）保護者が保護者等になるというのはどんな理由からなのかを教えていただきたいのですが。

教育長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）民法が平成30年に改正され、年齢20歳をもって成年とするという条項が年齢18歳をもって成年とするとなりました。この改正が令和4年4月1日に施行され、18歳が成年年齢になったという状況でございます。保護者については、学校教育法に保護者の定義として「子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう」と規定されていますが、民法第818条第1項では「成年に達しない子は、父母の親権に服する」と規定されております。これらのことから、民法改正後は年齢が満18歳以上の生徒は親権に服することが法律上なくなります。

従いまして満18歳以上の生徒のお父さんお母さんは法的には保護者でなくなるということでございます。奨学資金の貸与については高校生も対象にしており、その場合は中学生ですので全員15歳以下となりますが、これから大学生になる子は高校3年生ですので、18歳以下の子もいればすでに18歳に達している子もいるということで、申請時において満18歳というとその子のお父さんお母さんは法的には保護者でなくなります。少し堅苦しいかとは思ったのですが、先ほど申し上げたように、条文上は「奨学生が未成年である場合にあってはその者の親権を行う者、奨学生が成年に達している場合にあってはその者の修学に要する経費を負担する者」を「保護者等」とする形で改めさせていただいたものでございます。

教育長（田中政文君）秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）第1条の2については、所得制限の撤廃ということでよろしいですか。

教育長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）現行の第1条の2は、所得要件を合計700万円以下という、ある意味分かりやすい規定となっておりますが、今、見直しで考えておりますのは、一律700万円以下ではなくて、世帯によって子どもが1人いる家と4人いる家では状況が違いますので、その辺を柔軟に対応できるよう、日本学生支援機構の要件に寄せた基準を、規則上に書くのではなくて別に内規で定めようとしております。その内規がまだ完成していないので本日お示しすることができなかったのですが、そのようなことを考えておりますので、今700万円以下と書いてある条文は丸ごと削ってしまおうという考え方でございます。

委員（秋谷雅文君）そうすると、子どもの数などによる条件というのは内規の中で定めることになるのですね。削るという形になっていたから、この条文がそっくりなくなって、もっとずっと緩和されて、撤廃になるのかと解釈したのですけど、それにしても、緩和されるわけですから、これは借りる者からすると非常に喜ばしいことだと思います。

それを受け第2条第5号ですが、今までの条文は確定申告の通知とか源泉徴収が必要だということが、今度の場合については非常によく分からぬのですが、保護者等の所得が確認できる書類というのは具体的には何か想定しているわけですね。

教育長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君）秋谷委員のおっしゃる通り具体的な想定はしております。この規則とは別に、もう少し分かりやすく作った制度の案内を、貸与を希望される方に配

布しますが、そこには具体的に書くつもりであります。と申しますのは、先ほども触れましたように、今まで一律700万円以下という非常に分かりやすい要件だったところが、今度はそうではなくなります。世帯人数などによって同じ所得であってもお子さんが1人いる場合と2人いる場合で控除額が変わるものですから、その計算をするためには確定申告書の写しや源泉徴収票では、できないこともないのですけどちょっと厳しいので、もう少し具体的に、こういう証明書をお願いしたいというのは案内の中で示すつもりであります。

委 員（秋谷雅文君）まだ具体的には明確になっていないということですか。

教育総務課長（堀越輝雄君）明確になっているのですが、今日はまだお示しできないということです。

委 員（秋谷雅文君）保証人のところで確認させていただきたいのですが、保証には人的、物的、機関保証と3通りあると思いますが、藤岡市の場合は連帯保証のみという形になっているのですか。今は少子化と高齢化で保証人を見つけるのが非常に大変だと思いますが、こうした場合に機関保証の取り扱いができるようになれば、子どもたちや保護者がより借りやすくなると思っているのですがいかがですか。

教育総務課長（堀越輝雄君）これも秋谷委員のおっしゃる通り、現在では機関保証については採用しておりません。人的な保証人のみということですが、確かにときどき保証人を見つけるのが大変だという相談が過去にもあったらしく、機関保証などについても検討したことがあったように聞いておりますが、導入に至るまでではありませんでした。現時点では保証人が見つからなくて借りられなかつたという人がいないこともあるので、状況を見ながらご意見を参考に検討させていただければと思います。ちなみに保護者以外の保証人については、原則としては藤岡市に住んでいる方なのですが、藤岡市に住んでいる方がどうしてもいるという場合であれば藤岡市外の方でも認めるという運用をしております。

委 員（秋谷雅文君）年齢制限はどうですか。

教育総務課長（堀越輝雄君）独立の生計を営む成年者ということで、上限については具体的には定めていませんが、下は成年者です。

委 員（秋谷雅文君）上は定めていないのですか。

教育総務課長（堀越輝雄君）定めていないですが、返済の期間が長期にわたりますので、申請の時に相談した上で、その期間も見越した年齢の方という話はさせていただいております。お元気な方も多いですから一律に上限を定めるというのはなかなか難しいと思っています。

委 員（秋谷雅文君） 実は65歳とか70歳くらいで頭打ちではないんですけど、要するにその年になればだいたい年金ですよね。上限を定めているのかと思っていました。
ちなみに延滞というかそういうのは結構あるのですか。

教 育 長（田中政文君） 教育総務課長。

教育総務課長（堀越輝雄君） 滞納している人はおりますが、それほど悪質な人はおりません。本当に困っている人ということで、全員と接触はしております。

委 員（秋谷雅文君） 法的処分や差し押さえといったことは行っていませんか。

教育総務課長（堀越輝雄君） 行っていません。

教 育 長（田中政文君） 他にご質疑はありますか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君） ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第50号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、議案第50号、藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第51号 学芸奨励及び振興に関する教育長
表彰規程の一部改正について
議案第52号 体育奨励及び振興に関する教育長
表彰規程の一部改正について

教 育 長（田中政文君） 日程第4、議案第51号、学芸奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正について、及び議案第52号、体育奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正についてですが、関連がございますので一括議題といたします。それでは事務局より議案第51号及び議案第52号について説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君） 議案第51号及び議案第52号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容） 教育長表彰は、市内在住、在勤、在学者の団体又は個人で、学芸及び体育の分野で功績顕著な者を表彰するもので、例年2月に表彰式を開催しています。今回改正する2つの規程は、学芸及び体育の分野それぞれについて、表彰の対象、基準等を定めているものでございます。

今回の改正は、両方の規程に共通しているものですが、改正前の規程が例規として必要な形式を備えていないものであったことから、これを整えるものでございます。具体的には、両規程ともに表彰の内容と基準を定めております第2条を全部改正しますが、これは形式を整えるための改正であり、内容につきましては、両規程とも奨励賞について、昨年度の被表彰者に国際大会への出場者がおりましたので、これに対応するため「国際大会への出場・出品」を追加するほかは、基本的に変更はございません。このほか、見出しのない條に見出しを付すなど所要の字句の修正を行うものでございます。施行日は公表の日からとするものでございます。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第51号及び議案第52号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願ひします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第51号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第51号、学芸奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第52号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第52号、体育奨励及び振興に関する教育長表彰規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第5 協議事項 教育委員会が所管する事務（図書館）を市長部局へ移管することについて

教育長（田中政文君）日程第5、協議事項、教育委員会が所管する事務（図書館）を市長部局へ移管することについてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第6条第3号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

複合施設建設係長（神保歩君）協議事項について説明する。

（説明内容）教育委員会が所管する事務を市長部局へ移管することについて説明させていただきます。資料1の「1. 移管の目的」ですが、この件につきましては、8月24日に開催された総合教育会議の中で、市長からも方針説明をさせていただいておりますが、今年の4月に健やか未来部を新設して、複合施設に入る健康づくり課と子ども課、複合施設建設室の3課が配置されております。複合施設は図書館を中心とした施設になりますので、施設全体の中で図書館運営を考えていく上で、図書館についても市長部局に移管をして、複合施設に入る部署を健やか未来部に1つにして、開設準備から、その後の管理運営を行っていきたいというものになっております。

次に、「2. 教育委員会が所管する事務を市長部局で管理及び執行する方式」につきましては、3通りの方法があります。1つ目は職務権限の特例というものになりますが、根拠法令は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、新たに条例を定めることで、市長に教育委員会の事務を移管するというものになります。市長に事務権限そのものを移管しますので、法的効果は市長に帰属し、職員は市長の指揮監督を受けることになります。2つ目は事務委任になります。市長と教育委員会との協議によって、市長部局の職員に教育委員会の事務を委任する方法になります。教育委員会から委任された職員、一般的には副市長などになると思いますが、その職員が事務の管理執行権を持ちます。法的効果は教育委員会に帰属します。事務の執行については、事務の委任を受けた職員の指揮監督を受けます。教育委員会にある図書館に関する事務を、市長部局の職員に委任して、市長部局の職員が行う形になります。3つ目は補助執行になります。こちらも市長と教育委員会の協議によって、市長部局の職員に教育委員会の事務を補助執行させるものとなります。法的効果と事務の管理執行権は教育委員会のままで、事務の執行に当たっては市長部局の職員であっても教育委員会の指揮監督を受けるというものになります。

今回の複合施設につきましては、図書館のほかにも保健センターやプレイルーム、多目的ホールなどを1つの施設に整備しますので、健やか未来部に図書館が加わり、1つの組織として連携強化を図るとともに、子育て支援や健康増進、中心市街地のにぎわい創出など、他の市長部局の事業とも連携しながら、より迅速かつ効率的に施設運営を進めていくことのできる方法として、1つ目の職務権限の特例により、手続きを進めたいと考えております。

なお、図書館に関する事務を市長部局へ移管したとしても、図書館が社会教育施設であることに変わりはありませんので、図書館に関する重要案件などがあった場合には、その都度、教育委員会における説明や意見照会などは、これまでと同様にさせていただくことになります。

資料2につきましては、根拠法令を抜粋してあります。

資料3は、参考として、職務権限の特例をすでに実施している他市の事例を挙げさせていただきました。高崎市では教育に関する事務のうちスポーツに関することと文化に関すること、桐生市では青少年の社会教育関係やスポーツに関する芸術文化の振興に関すること、文化財の保護に関すること、みどり市ではスポーツに関することを市長部局へ移管しています。

県内では、今回のような図書館と複数の市長部局を組み合わせた複合施設は少なく、図書館を市長部局に移管した事例はありませんが、全国的には、神奈川県大和市や岐阜県岐阜市などで、図書館を含んだ複合施設の設置・運営に当たって、図書館を市長部局に移管している事例となっております。

最後になりますが、資料1に戻つていただいて、「3. 移管の時期」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。根拠法令にありますように、教育に関する事務のうち、市長部局に移管するものを条例に定める必要がありますので、令和6年3月の市議会定例会において教育に関する職務権限の特例を定める条例の制定手続きを進めたいと考えております。その際には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、市長は教育委員会の意見を聴くこととなっておりますので、3月議会より前のタイミングで、教育委員会定例会において意見照会をさせていただく流れになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

教 育 長（田中政文君） ただ今、事務局より協議事項について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委 員（高橋祐紀君） 確認ですが、同じ場所の複合施設になるということで管理の仕方が変わることでよろしいでしょうか。

教 育 長（田中政文君） 複合施設建設室長。

複合施設建設室長（小林直樹君） 同じ複合施設の中に図書館、健康づくり課、子ども課が入るというのも1つではありますが、それによってさまざまな横のつながり、例えば事業を行うときには1つの部であった方が意思決定もしやすいので、ブックスタートといって健診の際に本を配ったりしていますが、子ども課で配るだけでなく、図書館と一緒に

緒になって本の紹介をするなどいろいろな事業を進めていったりですとか、今は図書館と市民ホールが別々ですが、1つになりますので、いろいろな事業を迅速に、横のつながりを拡げながら一緒になって行っていきたいということもあります。

教育長（田中政文君）高橋委員。

委員（高橋祐紀君）分かりました。ありがとうございました。神奈川、岐阜、兵庫の各市で今回のようなことが行われているということで、これらの市で市長部局が管理していくことになったのも複合施設のようなものができたという理由なのか、また違う理由で移管することになったのか、興味だけですが気になったので、どういった理由で先進事例として移管していくことになったのか、もし分かれば教えていただきたいのですが。

教育長（田中政文君）複合施設建設係長。

複合施設建設係長（神保歩君）神奈川県大和市と岐阜県岐阜市の2市については、視察で実際に私たちも行かせてもらって話を聞いてきました。兵庫には行けていないのですが、大和市と岐阜市については、やはり複合施設を作るときにそれを管理運営していくので、そういう形を取ったと聞いています。

教育長（田中政文君）高橋委員。

委員（高橋祐紀君）そこへ実際に行って、話を聞いて、うまくいっている事例だったということでよろしいでしょうか。

教育長（田中政文君）複合施設建設係長。

複合施設建設係長（神保歩君）1つの部局にすることで管理運営がうまくいっていると聞いています。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありますか。

内田委員。

委員（内田孝嗣君）現在、図書館を利用している方がより利用しやすいように、また、利用していない方も幅広い年齢層で利用を促すくらい魅力のある図書館づくりをしていっていただきたいと思います。移管の目的の管理運営に関しては、その時々の課題に関して、冒頭にありました説明の中で、教育委員会のみならず関係部署と連携してという言葉がありましたので、私も不安が解消したところであります。開設準備なども戸惑わないようにいろいろ準備をしていっていただきたいと思います。

教育長（田中政文君）図書館長。

図書館長（渕田真由美君）引っ越し準備等につきましては、スケジュールを複合施設建設室や関係部署と調整していくとして、物的なものもありますが、条例等の改正も必要にな

りますので、滞りなく行えるように準備を進めているところでございます。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありますか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、協議事項、教育委員会が所管する事務（図書館）を市長部局へ移管することについてを終了します。

閉 会

教 育 長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 15時27分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和5年12月18日

教育長 田 中 政 文

書 記 温 井 謙 人